

# 仙台市中学校体育連盟規約

## 第1章 名称および事務局

第1条 本連盟は、仙台市中学校体育連盟（略称、仙台市中体連）と称し、事務局を会長が指定した学校におく。

## 第2章 目的および事業

第2条 本連盟は、仙台市中学校における体育・スポーツ活動の健全なる普及・発展を図るために必要な事業・研究・連絡等を行うことを目的とする。

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 運動競技に関する振興および研究調査
- (2) 体育行事の開催
- (3) その他、本連盟の目的達成に必要な事項

## 第3章 組織

第4条 本連盟は、市内中学校をもって組織する。

## 第4章 役員・評議員

第5条 本連盟に、次の役員を置く。  
・会長1名 ・副会長2名 ・理事長1名 ・理事10名程度 ・監事3名

第6条 会長・副会長は、中学校長会で推薦された者を推たいする。

第7条 理事長は、会長が委嘱する。

第8条 理事は評議員の中から選出し、会長が委嘱する。また、必要に応じて会長推薦者を加える。

第9条 監事は評議員より1名選出し、校長会選出1名、教頭会選出1名を加えた3名で会計を監査する。

第10条 評議員は、加盟各校から1名を選出する。

第11条 会長は、本連盟を代表し、会務を統括する。副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

第12条 理事は、理事会を構成し、理事長は、理事会を代表する。

第13条 役員任期は1年とし、重任を妨げない。補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

第14条 事務局は、事務局長・庶務・会計をもって構成し、会長が委嘱する。

第15条 顧問は、仙台市校長会長及びこの連盟の会長であった者を、参与は、この連盟の理事長であった者をあて、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

## 第5章 会 議

第16条 評議員会は、会長が招集し、委任状を含め評議員の過半数の出席により成立する。

第17条 評議員会は、次の事項を審議し、議決には出席した評議員の過半数の賛同を必要とする。

- (1) 予算および決算に関する事項
- (2) 本連盟の事業に関する事項
- (3) 規約改廃に関する事項
- (4) その他、重要事項

第18条 評議員会は、役員、評議員、専門部会長、専門部委員長で構成し、議長は理事から選出する。

第19条 理事会は、会長が招集し、会務の企画運営にあたる。

## 第6章 専 門 部

第20条 本連盟に、専門部をおく。

第21条 専門部に関する規定は、別に定める。

## 第7章 会 計

第22条 本連盟の経費は、負担金並びに補助金、寄付金およびその他をもって充てる。負担金の徴収方法は、別に定める。

第23条 本連盟の会計年度は、毎年第3回評議員会の翌日から始まり、翌年の第3回評議員会に終わる。

## 第8章 付 則

第24条 本規約は、評議員会の議決がなければ改正できない。

第25条 本規約は、昭和22年8月1日より施行する。

昭和32年	4月1日	一部改正
昭和38年	4月26日	一部改正
昭和60年	4月16日	一部改正
昭和63年	10月26日	一部改正
平成8年	4月18日	一部改正
平成24年	2月29日	一部改正
平成31年	2月19日	一部改正